

弾力条項の考え方

弾力条項とは

雇用保険法においては、急激な社会経済状況の変化に際し雇用保険財政が破綻を来すことのないよう、年間の失業等給付費の1～2年分の積立金を保持すべきものとされており、2年分を超える積立金が生じた場合には、厚生労働大臣の告示により弾力的に保険料率を引き下げることができることとされている。

弾力条項が設けられた趣旨

予想以上の大量失業が急激に発生し、財政が危機に瀕するとき事態が生じた場合には、手続に日時を要する法律改正をまつことは適切でなく、また、料率改定の基準が法定されている以上、若干の幅の改定は行政に委ねることが事業運営上効率的であると考えられるため。

〈資料出所〉「改訂版 労働保険徴収法」(厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 編)